

2006年6月16日
日本銀行

総裁記者会見要旨

2006年6月15日(木)
午後5時半から約90分

(総裁) 今回、世間を大変お騒がせしており、私としては大変申し訳ないと思っております。国民の皆様には深くお詫びを申し上げたいと思っております。

(問) 本日の金融政策決定会合の結果について、総裁より趣旨をご説明下さい。また、本日公表された「金融経済月報・基本的見解」を踏まえた景気見通しについてお伺いします。

(総裁) 本日の金融政策決定会合では、現在の金融市場調節方針、「無担保コールレート(オーバーナイト物)を、概ねゼロ%で推移するよう促す」を維持することを決定しました。

背景となる経済・物価情勢については、前回会合以降、いくつかの指標が明らかになりましたが、日本経済は、内外需、企業部門と家計部門のバランスがとれたかたちで、着実に回復を続けていることが改めて確認されました。

この点について、少し詳しく述べますと、輸出は、海外経済の拡大を背景に増加を続けており、一方、国内民間需要も着実に増加しています。国内民間需要の面では、企業収益が高水準で推移するもとの、設備投資は引き続き増加していることが明確です。1～3月の法人季報の設備投資は大幅な増加となり、実質GDPは上方修正されました。企業部門の好調の影響は引き続き家計部門にも波及しており、雇用と賃金の改善を反映して、雇用者所得は緩やかな増加を続けています。個人消費は、ご承知の通り天候要因が少しあり、一部に弱めの指標も見られることは確かですが、全体として増加基調にあると言えます。このような内外需要の増加を背景に、生産・出荷・在庫を見ますと、生産も増加を続けており、在庫も出荷と概ねバランスして推移している状況にあります。

先行きにつきましても、生産・所得・支出の好循環が働くもとの、4月の展望レポートで示した見通しに沿って、景気は息の長い成長を続けていく可能

性が高いとみております。

物価面では、国内企業物価は、国際商品市況高などを背景に上昇を続けており、先行きについても、上昇を続けるだろうとみられます。消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、1～3月に続き4月も+0.5%となりました。中身を見ると、サービス部門で年度替わりに伴う価格改定が押し上げに寄与したほか、上昇品目が徐々に広がりを見せているというのが特徴です。こうしたことからみて、消費者物価はプラス基調で現状推移して、先行きもマクロ的な需給ギャップが緩やかに需要超過方向に向かっていくとみられる中で、プラス基調を続けていくと予想される状況にあります。一言で言えば、展望レポートの標準的な見通しに沿って、ほぼ過不足なく経済が推移しています。先行きについてもその可能性が引き続き確認されている状況で、金融政策はゆっくり対応するということですので、引き続き現状維持を確認したということでもあります。

（問） 主要国のファンダメンタルズに大きな変化がない中、世界的に大きく株式相場が下落している背景についてお伺いします。また、今後の新たな均衡に向けた調整過程の見通し、その収束の時期およびゼロ金利解除の判断についてどのような影響を与えるのかについてお伺いします。

（総裁） 株価の動きについて、これまでの動きを少し振り返ってみますと、株価は弱含みですが、弱含みという言葉を使って表現できる状況というのは、私も5月中旬以降の動きだと見ています。つまり、5月の中旬以降は、株価は弱含みで推移していると認識しています。ただ、このところの株価の下落は、日本だけではなく、他の主要国やエマージング諸国においてもかなり幅広く見られております。株価はグローバルな現象であるというのが今回の非常に大きな特徴であります。

その背景として、もちろん様々な要因が指摘されていますが、世界的に金融緩和度合いの調整が慎重に行われている中で、米国をはじめとする世界経済が、引き続きインフレ・リスクを適切に抑制しつつ成長を維持できるかどうか、その点について、不確実性が改めて幾ばくか意識されていることが一つの要因ではないかと思っております。

世界経済の状況は、引き続き注意深く見ていく必要があるが、今後とも拡大が続く可能性が高いと考えているわけです。また、わが国経済については、

今申し上げた通り、内需と外需、企業部門と家計部門のバランスがとれたかたちで、息の長い成長が続くものとみています。こうした内外経済情勢のもとで、市場は、特に株式市場も含め、新しい材料を次々と消化しながら、市場相互間で牽制を働かせつつ、新しい均衡点を求めて動いているという状況にあると見ています。

以上実体経済と市場の動きを申し上げましたが、これら双方から見て、先行きの金融政策の運営方針については、展望レポートで示した基本的な考え方のもとで、具体的にどのタイミングで政策を変更するかという点は、あくまで今後の経済・物価情勢次第ということに尽きると思います。その際、展望レポートの見通しに沿って経済・物価情勢が展開していくかどうか、今後とも重要なポイントであります。株価がグローバルな現象として下落していますが、今のところは、新しい均衡点を求めて動いているという理解を申し上げました。申し上げるまでもなく、株価については、経済や物価の先行きについての情報を含む重要な指標の一つでございます。従いまして、今後とも、その動きの指し示すところを、やはり十分読み取る努力をしていかなければならず、こうした株価の動きは、企業や家計のマインド面などへの影響を通じて経済全体に影響を及ぼす可能性があります。この点は引き続き注意して見てまいりたいと考えています。

（問） 3月に量的緩和政策を解除して既に3か月が経ちますが、その間、日銀は当座預金残高を減らし続けてきていますが、現在の当座預金残高の水準と今後の調節について、総裁のお考えをお聞かせ頂きたい。

（総裁） ご指摘の通り、量的緩和政策に終止符を打って以降、市場の状況を慎重に吟味しながら、日銀当座預金残高の引き下げ努力を今日まで続けてきております。前回会合以降も、日銀当座預金残高は引き続き減少し、最近では10兆円程度と言えるレベルで推移しております。この過程で、オーバーナイト金利は、一時的に僅かながら上昇する局面 5月26日は0.076%という数字もありました。これを挟みつつも、調節目的通り、オーバーナイト金利はゼロ%近傍で安定的に推移してきていると言える状況にあると思っております。

今後とも、日銀当座預金残高は日々の様々な要因で上下に振れると考えられますが、二つ重要なことを申し上げますと、一つは、コールレートは、ゼロ%近傍で市場環境を反映して若干の変動を示すようになってきており、これは非常

に重要な点です。もう一つはコール市場の中の取引、市場参加者同士の資金の取引も徐々に回復してきています。二つ申し上げましたが、一つはコール市場の中の金利の付き方が市場環境を反映して動くようになってきた。もう一つは市場参加者同士の取引が徐々に回復してきていること。こう考えますと、日々の金融調節上、金利をコントロールするのに過大な日銀当座預金残高と申しますか、過大な流動性が存在することが、支障になるという状況ではもうなくなってきていると考えられます。人によっては、日銀当座預金残高の削減が進んでほぼ岩盤に達したと言ひ、この岩盤に達したという意味は先程申し上げたように、コールレートはゼロ近傍で、しかし、市場環境を反映して変動するようになりました。市場の中で、参加者同士の取引が着実に増えるようになり、徐々に増えるようになってきたということ、ほぼ岩盤に来た、という表現で言う人がいるわけですが、その意味では私どもは、日銀当座預金残高の削減プロセスはほぼ終息したと言っでいい状況だと思っています。

もちろん、今後とも日銀当座預金残高は様々な要因によって日々変動すると思われませんが、先行きの政策金利の水準は、今後の経済・物価情勢次第であり、こうした日銀当座預金残高の削減プロセスとは切り離れた全く別の問題として、純粋に今後の経済・物価情勢次第という段階に入ったと考えております。

(問) 今、削減プロセスがほぼ終息したというお話がありました。少し重なってしまいますが、そういった中で、改めて、ゼロ金利解除の時期について総裁はどのようにお考えかお聞かせ下さい。

(総裁) 先程も、これまでも繰り返し申し上げてきた通り、日銀当座預金残高の削減プロセスの終了とゼロ金利終了ということとは、全く別の問題だと引き続き考えています。日銀当座預金残高の削減は一応終止符を打てる段階にきたということですが、ゼロ金利という金利レベルを、いつどのように修正するかは今後の経済・物価情勢次第であり、目下のところ、経済・物価の情勢は前回の展望レポートでお示ししました標準的なシナリオにほぼ過不足なく沿って動いています。当面そういう状況で推移しそうだと思っておりますが、本当にそうかどうか、より一層肌理細かく、経済・物価の動きをフォローして判断を固めていかなければなりません。また、今のところは次の政策措置について、内容、タイミングとも全く予断を持って臨んでいないということです。

予てからも申し上げている通り、金融政策全体のプロセスは、ゼロ金利が終了した後も、極めて低い金利水準でもって緩和的な金融環境を当分維持することができるであろうと思います。これらのプロセスを経ながら、経済・物価の情勢変化に即した金利水準の調整を時間をかけてゆっくりやっていくという、4月の展望レポートでお示した金融政策の大きな方向性についても今のところ何の修正も加えずに、皆様にその通りのものとして受け止め続けて頂いて結構だと言う状況であります。

（問） 本日の国会答弁で、他の会社で社外取締役をお務めになっている時に持っていた株式については、そのまま凍結して保有していると発言されました。信託方式を使って信託として登記をしているわけではないというご発言もありましたが、持っている株というのは何銘柄くらいあって、どういう手段で凍結されているのか、あるいは、これについて日銀の内規に従ってどのような報告をされているのかをお伺いします。

（総裁） 移動がない、つまり、当初から持っている状況のまま売り買いとも行なわないで持っている、ということです。

（問） 何銘柄くらい持っていますか。

（総裁） 社外重役をやっていたところだけですから、極めて限られた数でございます。ほんの数社です。

（問） 2、3社という解釈でよろしいでしょうか。

（総裁） 数社という感じです。

（問） 念のためですが、その中に、2002年に銀行が保有している株式を日銀が買い取る措置をとりましたが、この対象銘柄と重なる銘柄を持っていることはありますか。

（総裁） 私は日本銀行が買い取った銘柄を承知しておりません。

(問) 村上ファンドに 1,000 万円拠出されていたということで、日銀の信用に傷がついて、中央銀行の独立性が揺らぎかねないという批判もありますが、この件について、ご自身の進退も含めて、責任の取り方についてどのように考えているでしょうか。

(総裁) 村上ファンドへの拠出の経緯とその後のものの考え方については、国会で明確にご答弁申し上げた通りでございます。世間を色々お騒がせして、私に対して厳しいご批判を頂戴していることにつきましては、一つ一つ謙虚に受け止めさせて頂いております。十分それを肝に銘じまして、今後とも私はきちんと職責を全うさせて頂きたいと考えております。

(問) 株式の取得、保有に絡みますが、先程の国会の質問の中で、株式の保有、あるいはファンドへの出資について何らかの制限を加えるべきではないかという主旨の質問がありました。総裁の答弁の中で、在任中は自由に売買しない、動かさず持っているというお考えを述べられました。これは今の日銀のルールの中で株式を動かせないことについて、何か条文化されたものがあるのでしょうか。

(総裁) 私は動かさないで持っています。

(水野理事) ルール上は、動かしてはいけないというルールがあるわけではございません。動かした場合には、その報告をするというルールになっています。

(問) これはファンドの解約にも絡むと思いますが、株式の売買ができない、動かさずに持っている、ある意味、中央銀行の役職員としてそうすべきだという考えだと思うのですが、ファンドに対する拠出を総裁は 2 月に解約されました。この解約という行為自体、ファンドの拠出自体が一任勘定であり、信託と同じ考え方であるという話もございしますが、ご自身の判断で解約されるということは、ずっと保有しなければならない、株式の売買を慎まなければならないという考えに抵触するのではないかと思うのですが、その点についてお聞かせ下さい。

(総裁) 私は、株式については極力売却しないでおこうと思っています。余程

資金繰りに窮しない限り、株式については即、実現損・実現益がでるということになりますのでそれはしません。しかし、このファンドの場合は解約を申し入れてからずっと先になるまで実際の清算が行われませんので、その間どう相場が動くかわかりません。要するに結果がわからない仕方の解約でありますので、そういう意味では、何らかの情報を利用して利益を得るために売買をしたのではないかという問題を避けるためのルールからは、遮断されているという理解であります。ルールの管理者もそういう理解であるということです。

(問) 「日本銀行員の心得」の中で、個人的利殖行為について、直接職務と関係なくとも、世間に些かなりとも疑念を持たれるような行為は慎まなければならないとあります。今回明らかになった総裁の村上ファンドへの拠出は、世間に対して僅かなりとも疑問を持たれない行為であると総裁はお思いでしょうか。

(総裁) なぜ持ったかということについては、繰り返し国会でご説明したところではありますが、利殖を目的にしたものでは初めからありません。もしかしたら一文もなくなるかもしれないお金として拠出したわけです。村上ファンドというのは非常に金を儲けるファンドであると、お金を出した時に考えたことは全くありません。従って、利殖目的で行ったことではありませんので、もし仮に、最終的にたまたま利益が出るとすれば、それは私のためには使わない、どなたがご覧になられても納得して頂けるような用途に振り向けます。これも繰り返し申し上げてきていることであって、当初の意図も、最終的な後始末も、私が儲けたということにはなりません。

(問) 日銀の内規をみると、厳密に証券取引法上の意味ではないが、職務上知り得た秘密を用いたという意味でインサイダー的な、そういった疑念を持たれかねないようなことは慎む、となっていますが、出資先とか投資先が社会的公正性からみてどうかという観点のチェックがかかっていないような気がします。極論すれば 常識的にはあまりありませんが、暴力団のフロント企業の株を持っているということ自体が良いかどうかというチェックはかかっていないような感じを受けますが、そういう点で、制度の不備があるとお考えですか。また、総裁就任時に村上ファンドへ出資していることをコンプライアンス部署に相談されましたか。国会答弁でご自身で判断なさったとの説明は伺いましたが、コンプ

ライアンス部署に相談した上での結論だったのか、それともあくまで自主的に抵触しないと判断されたのか伺います。

(総裁) 基本的なルールでは、それぞれ役職員が自らわきまえて自らを律するということです。ただ、疑問があれば当然問わなければならないし、移動や所得があればきちんと報告することになっています。私もきちんと報告しています。ファンドというものは移動がいつもあるわけです。特に納税期に移動があるわけで、きちんと報告しています。そういうかたちでスクリーニングを受けていると思います。

また、村上ファンドだけがファンドみたいな感じでいらっしゃる方が多いですが、こらからもどんどん色々なかたちの新しいファンドが増えていくと思います。それらが全部ダーティーということではないのであって、社会的に非常に意味のあるファンドが段々増えていきます。そういうことによって金融仲介機能も高まっていくのでしょうから、伝統的な金融資産と新しく生まれてくる金融資産について、その性格をきちんとわきまえて、こうした内部ルールの場合にも、できるだけ整理整頓してわかり易いかたちでルールが整備されていくことが望ましいという点ではおっしゃる通りです。そういう点でまだ未分化かもしれません。それはよく改善していかなければなりません。しかし、ファンドを上手く分類できるかどうか難しいので、皆さんからもお知恵をお借りしなければならないかもしれません。

(問) 総裁になられた時に、投資に自分が指図しないということで、特に問題ないと判断なさったと国会答弁で繰り返しおっしゃっていますが、総裁に就任された時にコンプライアンス部署と相談されてそういう結論を得たということでしょうか、あるいはご自身で判断なさったのでしょうか。

(総裁) 指図しようと思ってもできません。ファンドがそういうことになっているわけですから、投資信託と全く同じように「何を買ってくれ、何を売ってくれ」という指図はできません。現にどういうものを売ったり買ったりしているかすらわからないということです。

(山口理事) 少し補足させていただきます。役員が就任する際にどのようにしてい

るかということですが、私どもには「服務に関する準則」、「日本銀行員の心得」という内部ルールがあるのは、ご承知の通りであります。これらについて、非常に丁寧に説明し、理解を頂くように就任時には対応しているということです。このように説明し、理解頂いた結果、それぞれが持つておられる資産の内容について、何らかルールに抵触する可能性があるとして仮に本人が判断されたとすれば、それはそれとして適切に対応されるものであると理解しています。

その上で、さらに気になるところがあるという場合には、そのために必要な対応を私どものほうに助言を求める、あるいは疑問点をお出し頂くというかたちで対応してきているというのが、今までの私どものやり方であります。

(問) 国会答弁を聞いていると、普段の総裁に比べて歯切れが悪いという感じがするので、2点ほどお聞きします。1つは、総裁自身8年前に日銀の不祥事の監督責任をとられて副総裁を一度お辞めになられています。多分、人一倍コンプライアンスには気をつけている方だと思っていたのですが、村上ファンドに出資された1999年の秋からだとして、今日まで7年ほどの時間が経っています。総裁就任時もそうですが、他にも解約するタイミングがあったのではないかと思うのですが、なぜ2月まで解約の申し出をされなかったか、国会でもご説明されていますが、どうも良くわからないところです。

契約の内容はわかりませんが、例えば他にも出資されている方がいて、総裁だけが出資の解約をできないような条項になっているのでしょうか。他のパートナーの方の同意も得ないと解約ができない仕組みになっているのでしょうか。あるいは、1,000万円の資金をどなたかから借り入れになっていて、そういった資金で簡単に解約できないような事情があったのか、全くはずれていたら申し訳ないのですが、何かそういうような事情があるのかどうか、お話を頂きたいと思います。

(総裁) 日銀総裁就任時点では、富士通総研の仲間で村上氏の志を支援しよう、激励しようという気持ちはずっと続いていました。村上氏が今日の事態のようなことを起こすということは全く想像できませんでした。金融資産の性格として一任勘定、すなわち私からは全く何も指図できないという条件ですから、持ち続けたということです。私だけが脱落する理由がなかったということです。

しかし、その後なぜ最近になって解約したかということは、先程も国会

で正直に申し上げましたように、何かのきっかけということよりも、投資家の行動をいちいちチェックできない立場になってしまいましたからチェックしていませんが、皆さんの報道から伝わってくることを雰囲気的に感じていれば、彼が当初の志の通り行動しているかどうかということについて、あまり確かではないのではないかという気持ちが、ずっと累積してきていたということです。従って、これ以上激励し続けるというよりは、激励することは終わったというように自然に心象形成ができたのが今年になってからということです。それ以上には説明のしようがないと思っています。

何かお金を借り入れたとかそういうことはありません。お金を借り入れてまでしなかつたろうと思います。自分の資金の中で工面をして出したということで、あまりこういうプライベートなことは勘弁して頂きたいと思います。

(問) そうすると総裁が決断をされれば解約はできる状況にはいつでもあったわけですか。

(総裁) それはそうだと思います。規約を一つ一つ承知していたわけではありませんが、解約を申し入れたら受理されましたので、多分そういうことだと思います。

(問) 当初の村上氏の志が多分どこかで変質されたというようなことではありますが・・・。

(総裁) いやいや、それがどうかは私は確認できませんが、私の気持ちが自然にそうなっているということです。

(問) 総裁が解約を申し入れた2月という時期は、世の中全般ではかなり微妙な時期とされておりました。1月にライブドア事件が摘発されたり、3月には日銀が量的緩和政策の解除を決定しています。そこまで持ち続けたのに、2月というのが解約のタイミングとしてよかったのかについて、懸念みたいなものを総裁ご自身は頭の中になかったのでしょうか。

(総裁) 私は比較的素直に自分の気持ちに従ったということでありませぬ。例え

ば1月であれ、2、3、4、5月であれ、つまり具体的なタイミングを何かに引っかけて決めようと思えば、そういう難しい問題が起こると思います。私は率直に申し上げて自分の気持ちの熟し方で自然にそういう判断に至ったということであって、おっしゃるような問い方をなされば、多分いつのタイミングであっても何かの引っかかりはあるのではないのでしょうか。

(問) その時に、総裁はどなたかにご相談はされなかったのか。例えば行内のコンプライアンスの部署とか顧問弁護士とか。

(総裁) 私は自主的に判断致しました。

(問) 相談はされていないということですか。

(総裁) はい。

(問) 今回、金融市場の中で2つほど大きな懸念のようなものが生じています。1つは福井総裁がこの件の責任をとってお辞めになる結果として、金融政策が変わっていくのではないかという懸念です。これについては、先程否定なさって、このまま続けるということなので1つクリアーになりました。もう1点は、このまま総裁を続けるケースとして、今回、政府、小泉首相その他閣僚の方々が、総裁のこの件について責任はないという意味で、非常にバックアップし、擁護していると私達には映っており、その結果として、金融市場の中では政府に恩を感じるが故に金融政策自体も制約を受けるのではないかという懸念が非常に強まっています。先程のお話で、量の削減は岩盤に突き当たって、今後は純粋に情勢次第で金融政策をお決めになるとおっしゃいました。そういう意味では、今後の情勢次第だとは思いますが、7月以降ゼロ金利解除があってもおかしくないという状況を市場は今まで感じていたわけですが、今回の件でそれが変わっていくのではないかと懸念が非常に大きくあります。こういう疑問、懸念についてどのようにお答えになりますか。

(総裁) 政策委員会のメンバーと今回の問題についても私は率直にお話をしていますし、政策委員会のメンバー一人ひとりも金融政策の決定に至る判断プロセ

スを頭の中で作り上げていくのに、これが支障にならないように十分話し合いができています。私自身もこの問題について自分で考え、国会で答弁し、またこのように記者会見でお話ししている中であっても、金融政策について、ものの考え方を築き上げていくプロセスを一度も中断したことはありません。今後とも日本銀行政策委員会という合議体で、もっとも適切な内容で、もっとも適切なタイミングで政策をやらせて頂きます。全く別問題であるということは、今後の軌跡でご判断頂けると思いますし、政策そのものが軌道から逸れているということであれば、それは直接厳しく皆様からご批判頂ければと思います。

小泉首相ほか、私の立場を正しく理解して頂いた答弁を国会ですべて頂いていることに対しては、深く感謝申し上げます。しかし、政策判断をこれによって揺るがせにするということでは、返って小泉総理の信認に恩返しができず、小泉総理の信認があるとすれば、政策のよろしきを得てお返しするという以外に道はないわけであります。

（問） ファンドが公正なファンドであるかどうかの線引きは、考えてみると難しいところがあるかもしれないというお話でしたが、総裁就任の2003年3月時点で、法令違反までの推察は難しかったと思います。当時資本市場の改革者がグリーンメーラーかかなり議論があった存在であったと思います。ただ中央銀行総裁という公正・中立がことさら求められる立場であれば、黒でないにしてもやや議論を呼ぶ存在であればなおのこと慎重に考えるべきでなかったかと、今から振り返れば改めてそうとも考えられるという点については如何でしょうか。

（総裁） （村上氏の）法令違反が問われるとか、自らそれを認める状態に至った今の時点から振り返ってどうだろうと議論することは、極めて容易であると思いますが、逆に当初の時点、あるいは私が総裁に就任した時点との対比でみた大きな落差を前提にすると、出発点に立った時に、おそらく犯罪を予測することは、私だけでなくかなり多くの方がやはりできないことだろうと思います。それから、特に村上氏の場合、コーポレート・ガバナンスの刷新とそれに役立つようなファンドの活動は、実際の活動が市場の中でどのような評価を受けるかということによって決まってくるわけで、前もって一人一人が正確に予測できません。あの時点ではまだ市場の評価は固まっておらず、グリーンメーラーに一拳にいくと言っておられた方は多分なかったと思います。従って、今の時点から振り返っておかしいじゃないかと言われると、その通りな

のですが、そういう気持ちがあるからこそ解約しているわけであり、今から振り返ってどうであったかということの判断の容易さと、出発時点から先を見通して何かが見通せるかということの難しさ、両方が並存しているところにこの問題の難しさがあると思います。

これからも色々な新しいファンドが出てくると思います。色々な公益を実現するファンドや、色々な目的のファンドが出てくると思いますが、そのファンドが、法律違反は別として、実際目的どおり機能するかどうかというのは、市場の篩に掛けられて、批判を浴びそして修正をして正しい軌道に戻り、あるいは修正しきれずに市場の中で評価が下がるという経路を辿るわけですので、前もって何か疑わしいといって全部排除することが本当にできるのか。またそうすることが、これだけ激しい変化、グローバルな経済・金融の中で、日本が勝っていくための構図として、何でも少し人見知りして排除する行き方は難しいのではないのでしょうか。本当に深刻な問題だと思います。

従って、内部の倫理基準にしても、多くの会社の役員の場合や公的部門に勤めておられる人々の資産の持ち方にしても、ファンドを頭から排除するといったことは立ち行かない時代になっていると思います。しかし、やはり見分けは必要だという感覚は段々出てきており、それを一体どのようにやるのかは、新しい知恵の出どころであると思っています。

(問) 総裁が村上ファンドに資金を拠出して7～8年間ですが、この間、資金1,000万円を定期預金に預けると利息は大体7万円らしいです。総裁は資産の規模がどのくらい増えたかについて、今度財政金融委員会に出されるということですが、毎年毎年納税している段階で、ファンドの運用成績を確認されている段階でかなり高いリターンがあったと思います。率直にどのようにお感じになったのでしょうか。有利な投資先とかそのような認識はあったのでしょうか。

(総裁) 私は初めからそのようなことに関心がありません。数字を淡々と眺め、納税のために必要な数字だけを見ていたというのが率直な感想です。だから、残高がいくらになったか本当は一度も見たことがないくらいの感覚です。実際にも市況の変動等によってかなり変動します。今期利益がいくら出たとしてもその利益を引き出せるわけではなく、再投資というかたちで、簡単に言えば、いつでも有価証券の中身が振り替わりながら動いています。例えば、ある期にこれくらい

の利益が出たといっても、計算上の利益であってそれは有価証券に再投資されているわけですから、次の期にその有価証券が値下がりすれば来期は前の利益を食って減ってしまう、というふうに極めて連続線上のものです。だから、6月末に私の持分が本当に清算されれば、清算の時点では今までの累計となります。今まで每期每期これだけ利益が出たからといってその合計ではなくて、アップダウンの累計として結局いくら最終的に利益が出たかというのが出てきます。私は運用の巧拙は見ることはできませんが、市況の変動等と運用の良し悪しによって每期すごく振れるものではないかと思っております。

（問） 今回の件で総裁のお考えとかご意志は別にして、外形的に中央銀行の総裁としての中立性、公平性を損ねたのではないかという指摘が、問題だとする意見の中心だと思います。たとえば、思いが募って2月に解約されたということですが、率直にお尋ねしますが、当時、金融関係のいわゆる当局幹部の方々の間で、村上氏が逮捕されるのではないかという情報が飛び交っていたと思うのですが、そういうことを意識されて解約されたのか。あるいは、村上氏本人もシンガポールに移るという趣旨のことを近い人には伝えていたと聞きますので、総裁に直接村上氏から連絡があってそれがきっかけとなったということはありませんか。

（総裁） 村上氏からは何も話はございません。何か犯罪を犯しているということとは、彼が捜査を受けたのは6月ですが、その時までは全く知りませんでした。私が気持ちのうえで累積させてきたというのは、彼の当初の意図に沿った、つまりコーポレート・ガバナンスの改革のための株主の主張、これを貫きながらファンドの活動をしてきたかどうかという点について疑問を募らせてきたということであって、法令違反をするような男だというふうに最後まで思っていないでした。

（問） 株の取扱いに対する日銀の内規というか姿勢ですが、例えば、FRBの場合は、資産公開というかたちで一定の透明性を高める努力、工夫がされていますし、たとえば東京証券取引所の場合は、株を直接扱う場所であるがゆえにETFのみの購入しか認めないというふうに外形的に公平性を保とうという努力があると思います。それらと比べて、先程からのご説明を伺うと、どうも日銀の方はそういう部分において若干洗練すべきところが劣っているということはないのか、

そこの認識をお聞かせください。

（総裁） 現在の内部ルールは、日本銀行の役員、職員が十分自覚しながら動いているという意味で、職務の公正性を確保するようよく機能していると思います。FRBの例とかいろいろおっしゃいましたが、私どもはFRBのこともよく知っておりまして、彼らもこれが欠点のない制度だとは思っておりません。それぞれ、やはりこういうルールは事情によって長所もあるが難点もあります。だから実情に合うように見直していかなければならないと思います。私どもも、どういう金融商品が出てくるかということも踏まえながら、絶えず時代と実情に即したルール作りを心がけていかなければなりません。同時に、自分達がわかっているだけでなく、なるべく誰が見てもわかりやすいルールであるということが非常に大事だと思っています。私の知る限り、こうしたものについて完璧なルールを持っているという組織は内外ともないのではないのでしょうか。大変悩み続けているというのが実態だと思います。

（問） 今までのご説明の中で2点ほど疑問に思っている細かいことがありますので、教えて頂きたいと思います。一つは、個人の所得税では、ファンドの評価益というのは普通は申告しないものだと思っているのですが、総裁は昨日から帳簿上の利益を確定申告されていたとおっしゃっていますので、一体どういうものを申告されたのか、もしわかれれば教えて下さい。もう一つは、2月に解約を申し入れて6月末に実際に解約されるというご説明ですが、KDDIの企業年金のように4月末にお金を抜いているという資金の委託者もいらっしゃいます。そうすると本当に2月にちゃんと解約を申し出ていれば、4月末に資金は抜けるだろうと私は理解しているのですが、それがなぜ総裁の場合に手続きに時間がかかるのか、本当に2月にきちんと解約を申し出たのかどうか、その辺がはっきりしないので教えてください。

（総裁） 評価益に対して税金を納めていたわけではないと私は理解しております。私もそれほど税法の細かいところまで詳しくないのですが、単にこういうものについては申告書の書き方というマニュアルに従っており、私のマニュアルの理解では、ある期間、ファンドがマネージャーの判断で今まで持っている有価証券を売却し、また別のものを買取り、売り買いがずっと続いているわけで、売

り買いの都度、当該証券の元の簿価とそのときの売買価格の間で損益が立ってきます。そういう意味では確定した損益がある期間を区切れば出ます。だから、その部分については評価益ではなくある種のフローの実現益ではあるのです。しかし、実現益といってもキャッシュで払い戻してもらえる実現益ではなく、実現した益は必ず次の再投資に振り向けられているというかたちのものです。したがって、評価益はまた別にあると思いますが、とりあえずフローの実現益　もしかしたら、これは再投資したら減ってしまうかもしれません　、フローである期間を区切った限り、帳簿上実現している利益について申告しているということです。

なぜ4月に資金を抜いた先があるのかということは、私にはわかりません。このファンドに関する限りは12月と6月が決算期で、決算期よりはるか前に解約をしなければ次の決算期まではリクイデーション（清算）しないという約束になっています。ご質問の例が私にはわかりません。

（問） 私の理解では、村上ファンドがシンガポールに動くにあたって、それまでの運用方針が国内株だけだったものが内外の株式に変わる、つまり運用方針が変わるということに伴って、解約を特別に受け付けるのは当然で、その機をみてKDDIの企業年金は解約をされました。ですから、前に解約を申し出ていれば、同じように4月末にはお金を出せるのではないか。しかも、こういったヘッジファンドのようなファンドの場合には、そういう約款があったとしても、非常に金額も少なく、非常に近い人についてはもう少し便宜を図るのが普通だとも聞いていますが、なぜ4月末に出せないのでしょうか。

（総裁）それは明確な契約上のルールです。そういう例外があるかどうか、それはものすごく大口で全く別枠のファンドでもあれば別ですが、それはないと思います。

（問） まず1点目ですが、他のファンド、特に私募ファンドに出資もしくはお金を拠出されているという事実はあるのでしょうか。2点目は、元審議委員の方が、政策委員に就任するときには、慣例上、株式等を信託勘定に預けるようになっているというお話があったのですが、それは事実でしょうか。もし事実とすれば、そうされなかった経緯をお聞きします。最後に、解約の理由について、村上氏の

志が変わったのではないかと受け止めたというほかに、阪神タイガースの件もあったと思うのですが、その件が出たのは昨年ですので、そうすると昨年に解約を申し出ていたのが自然だと思うのですが、如何でしょうか。

（総裁） 伝統的なもの以外、ファンドと名の付くものはこれだけです。他には何もありません。

（水野理事） 信託をしなければならぬというルールあるいは慣例といったものはございません。先程、山口理事の方から説明させて頂きましたように、すべての役職員に対してどのようなルールになっているかということの説明をして、それを踏まえてそれぞれの人が自分の持っているものについて何か気になる点がないか、もしあるようであれば、そのためにどういう対応を取るかということを考え、その過程で問われれば、私どもとしてアドバイスをするということはありません。しかし、最終的にどのようなことになるかということはその人の判断であります。確かに過去、株式等については取引を凍結し一切取引をしないという例もあれば、信託にするという例もあります。それは、どのぐらいのものを持っているかなど、その人の事情によって判断されているのだらうと思っております。

（総裁） 3つ目のご質問はあまりにもプライベートなことなので、あまり繰り返して申し上げるのもおかしいと思っており、国会でも一度だけお答えしています。基本的には村上氏の投資行動が当初の志に沿っているかどうかということについて、段々ギャップを感じてきたとお答えしました。私の場合は、阪神タイガースに、いくらコーポレート・ガバナンスを近代化させて手を伸ばしても、そういう心のふるさとまでは届かないものではないかという気持ちに加わっているということだと思います。

（問） 今の質問にも重なるのですが、2月に解約を申し出た理由について、日銀総裁としての職務や立場上、報道以外に何か解約に至るような村上ファンドに関する情報を誰かから聞いたといったことはなかったのかというのが1点。阪神タイガースを含めて、村上氏の当初の志に沿ったものかどうかがよくわからなくなってきたとおっしゃいましたが、何月何日のどういう記事というところまではもちろん難しいかもしれませんが、具体的にどういう案件のどういう報道を見てそ

う思ったのかということ、もう少し具体的にご説明して頂きたいと思います。

（総裁） そういうものはございません。あらゆる報道をつぶさに点検しているわけではありませんし、個別の投資家の行動をチェックしてはいけない立場にあります。したがって、感覚的な集積の結果であり、何か具体的な材料についてということは一切ございません。残念ながら、皆さんの報道についても抽象化して理解していますので、何々の件あるいは何々の時期のこういったことというように、何か計算上積み重ねてきているということでは全然ございません。

（問） 総裁は、村上ファンドのアドバイザー・ボードを務めていましたが、国会の答弁においても、フレンドリー・アドバイザーというかたちで「どういふところに投資して下さい」等とは言っていないと今までおっしゃってきました。しかし、村上ファンドが投資家向けに配布している資料には、アドバイザー・ボードメンバーとして、まず福井総裁の名前があり、そのボードの役割として、一番最初に「ファンドの投資対象やパフォーマンスに関する議論および監視」と明確に書いてあります。2番目には「投資先の経営改善策についての助言」ということで、フレンドリーを超えたそれぞれのパフォーマンスに関する助言も行うと、村上ファンド側は公表しています。この事実に関しては如何でしょうか。

（総裁） 私の場合は、そういった書き方は実態から離れていると思います。村上氏が富士通総研のオープンな勉強会で、コーポレート・ガバナンスの議論を私どもと戦わせていたのとは逆に、今度は向こうの方の集まりに出て行って引き続きコーポレート・ガバナンスの議論を延長するというようなものでした。私は、そのような具体的な投資活動とかファンドのマネジメントについて、アドバイスをする能力は初めから全くないわけですから、そういうことはしないと非常に明確にしておりました。実際には、その紙に書いてあるように頻繁に集まりがあったわけではありません。私が集まった憶えがあるのは、精々1回ぐらいではないでしょうか。

（問） 資料には「4半期に1回を予定していて、全員が揃わない場合は持ち回りの形態で開催する」とあります。

(総裁) 揃わない場合は持ち回りと言っても、村上氏がこういう問題について教えて欲しい、というような話です。

(問) 村上ファンド側とそのような話し合いを持ったのは1回しかないと理解してよいのでしょうか。

(総裁) メンバーらしき人が集まったのは、多分1回か2回、私の記憶では1回くらいしかありません。それが他のいわゆる民間会社の正式なアドバイザリー・ボード 顧問会議とか諮問会議 とは非常に違っている感じを私は持っていました。従って報酬もありません。本当に勉強会の延長のような理解です。

(問) その席でも個別の対象銘柄のような話は出なかったのでしょうか。

(総裁) 私はそういう話を聞いてもわからないし、ましてやアドバイスなどは出来ません。プロになろうとしている人達に対して私からアドバイスしたら間違いに決まっておりますので、そのようなことは絶対にしません。

(問) 同じ資料の中で、「ファンドのスキーム」というものを村上ファンド側は投資家に配っています。東京のMACのファンドの上にMACインターナショナル、ケイマン諸島に会社があって、投資助言と、その上にアドバイザリー・ボードとあり、そのもっと上に福井総裁らの名前がアドバイザリー・ボードとしてあります。このようなファンドのスキームになっているということ自体はご存知だったのでしょうか。

(総裁) 民間時代のことですからそんなに明確にやっていないと思います。

(問) そうしますと、村上ファンド側が勝手に作ったものであって、このようなスキームを組んで、こうしたものを配って投資家に説明しているということをご存知なかったのでしょうか。

(総裁) 勝手に配っていると言いますと、あまりにも当時の村上氏に対して失

礼であると思います。本当に純真な気持ちでやっていた時代のことです。今から振り返っても、皆勝手にいい加減なことをやっていた感じはなかったと思います。やはり最近になってお金が急速に集まってから、非常に自己矛盾が生じたのではないかというのが私の疑念ですが、初めから疑ってかかるというものではなかったという点は、今でも私はそう思っています。

（問） 平成 15 年 3 月に総裁が就任される時に、村上ファンドへの拠出を継続するか解約するか色々お考えになったと思いますが、国会での説明で、仲間内でやったことなので自分だけ抜けるのが適切かどうかお考えになったということですが、実際にそれを考える時に、仲間の方々、あるいは村上氏本人、また村上氏本人を支援している財界人、例えばオリックスの宮内氏など、そういった方々のご相談されたことはあったのでしょうか。

（総裁） 自分のプライベートなことで人に相談は致しません。自分で決めました。

（問） 総裁就任の平成 15 年以降、村上氏は今回の件がなくても常に時の人であったと思いますが 東京スタイルへの筆頭株主であるとか、ニッポン放送の買収であるとか、あるいは阪神それから大阪証券取引所、色々なかたちで買収を続けてきた、この間に総裁ご自身の村上ファンドへの出資がもし明らかになったら、世間を騒がせるだろうという恐れというものをお感じになったことはなかったのでしょうか。

（総裁） 私は村上氏の行動を一つ一つチェックしていたわけではありません。投資家の行動をチェックしてはならない立場です。しかし、そういうファンドの活動、つまりコーポレート・ガバナンスの改革という志が、世の中の人に時間がかかっても着実に理解が浸透していくような活動を彼が行っているのだろうかというようなことには、ずっと関心を持っていました。従って、人々が村上ファンドの動きをどう理解しているかということには、自然とある程度の関心を持ちながらきたと思います。しかし、一つ一つ彼の行動を分析することはしていません。

（問） 村上氏と個人的な交流 お会いになったこととか、あるいはお話をさ

れたこと は、総裁就任後も続けていたのでしょうか。

(総裁) 彼は非常に忙しい人だったのではないのでしょうか。会ったことはほとんどありません。会ったとしても1回か2回で極めて短時間会ったかもしれませんが、話をする時間はほとんどなかったと思います。

(問) どのような話題だったのでしょうか。

(総裁) 話題を特定化できるような時間的余裕をもって会ったことはありません。ただ彼はいつも忙しい人間で、会えば「苦労しています」というのが口癖で、誰に対してもそのように言っていたと聞いています。

(問) 「日本銀行員の心得」の中に「株券等の取得または譲渡および所得等に関し、所属長に報告しなければならない」という一節があります。「所属長自身の場合はコンプライアンス会議の審議を経て総裁が役職員の中から定める者」に報告するとありますが、総裁自身が株券等を取引または譲渡した場合には、誰に対して報告することになるのでしょうか。

(山口理事) 秘書役を通じて総務人事局長に報告することになっています。

(問) 今回の場合、ファンドの解約というのは株券等の譲渡に当たるのでしょうか。

(山口理事) ファンドは、株券等に該当しないと考えています。

(問) 該当しないとどこにも書いていませんが、どこか別のところに書いてあるのですか。それとも解釈の問題ですか。

(山口理事) 別途記載がありまして、株券等については株券のほか新株予約券等が例示されています。

(問) その例示に入っていないということですか。

(山口理事) 入っていないということです。

(問) そうすると、今回は総裁が村上ファンドを解約されるということは、報告しなければならない条項に当たらないということですか。

(山口理事) 株券等に関する移動には該当しないということです。

(問) 移動以外に何か当てはまることあるのですか。

(山口理事) 所得に関して動きがあった場合には報告せよという規定があります。従って、ファンドの解約によって、これはルール上 100 万円を超える場合ということになってはいますが、そういう金額の所得の動きがあった場合には、年 1 回報告する義務があります。

(問) 事後の報告で宜しいのですか。

(山口理事) そうです。

(問) 総裁の場合はまだ 2 月に申し入れただけで清算されていないので、現時点では報告しなければならないというところには該当しないのですか。

(山口理事) そのように理解して頂いて結構です。

(総裁) ただし、ファンドであるけれども、今まで毎年毎年きちんと納税の対象となる所得の計算があります。これはファンドが勝手に売買している有価証券の売買の結果として出てくるものですから、毎年所得の報告をきちんと行っています。従って、今回も最終的に清算を受ければ 当然、抽象的な理解としては私の持分があるのかどうか分かりませんが、持分に該当する有価証券をファンドが処分することによって最終的な決算を受けたかたちでレポートしようと思っています。今はレポートしようとしても材料が何も無いのです。

(問) ルール上は、総裁はただ自主的にやられていただけであって、それは過去数年間は必要がないことだったのですか。先程の理事の話を聞いていると、最終的に清算するまで報告する義務はなかったのかと思うのですが。

(山口理事) 先程申し上げたように、最終清算分についての所得等の報告ということ言えば、総裁はそれについて今直ちに報告する義務はありません。今回の分については2月に解約の申し入れをしたということであります。実際の清算は6月末日に行われるとすると、厳格にルールを適用する限りにおいては、来年の3月1日から3月31日までの間に報告をして頂ければそれで良いというのがルールです。ただし、今回国会の議論、質問その他の中で何らか動きがあったのかというような話が出てくる中で、総裁の判断として2月に解約の申し入れをしたという事実を明らかにされたと理解しています。

(問) 政策委員会室および総務人事局として、総裁が村上ファンドに投資していたことを把握していたということになるのでしょうか。

(山口理事) 事実関係としてそうした事実を私どもが把握したのは、この国会での議論が始まる直前です。

(問) 所得等の報告から総裁がファンドに投資されているということは、記録として残っているということですか。

(山口理事) 所得等の報告書においては具体的なファンド名まで書かなくて良いかたちになっています。従って、所得が100万円を超える場合には報告することになっていますが、その発生原因がどこのファンドであるかについて明示することまでは求めていません。

(問) 総裁の拠出について、総裁個人としての拠出なのか、あるいは総裁が何か関係している法人として拠出していたのでしょうか。もう1点、2月に解約を申し入れた時点で、申し入れた相手が村上氏本人なのか、ファンドの人間なのか。また、その時どういうやりとりがあったのか、慰留されたりすることはなかったのでしょうか。

(総裁) 法人というのは想像もつきません。私は法人など持っておりません。私個人です。初めから富士通総研の仲間で、個人でサポートしている。

それから、会社と言うのか組合と言うのか、「御中」というかたちで私は解約依頼をしたのであって、そこに個人名は入れておりません。慰留もされておられません。機械的に処理されています。

(問) 2点伺いたいののですが、まず1点は、他の個別株については凍結されるという措置を採られているのですが、私募ファンドについても収益を生む商品であることは同じだと思いますが、これについてもそのまま凍結しようというお考えはなかったのかどうか。もしそうではなくて、2月にどうしても解約したいと思われたとすれば 申し入れれば当然その時点で利益が確定してしまうわけですが、村上ファンドのどの部分が総裁に解約ということをお知らせしたのか。

もう1点は、実際の実現益、毎年の収益について所得税を納税されていると思うのですが、この額について数十万円とお聞きしています。総裁の今の認識として、国会で「巨額ではないと認識している」というお話がありましたが、現在でもその金額についてはそういう認識でよろしいのでしょうか。

(総裁) 率直に言って、預貯金等以外のかたちで持っているものには特別の理由があります。例えば、社外重役をやっていて、社外重役というのは株主の立場でものを言うわけですから最低限のものを持たなくてはならないという、そういう動機で株式を持ちました。これも投資目的ではありません。村上ファンドは、本当に純粹に激励の意味で持ったのであって、投資目的ではありません。従って、社外取締役として株を持った部分については、その分の動機は、日銀に来た時には終わりましたが、これはそのまま動かさないでいます。動かさないでいても会社がおかしなことになったりしているということにはなっていません。従って、そのままじっと置いておくことに動機があるわけです。しかし、村上ファンドの場合は、彼の当初の志ということのポイントにして持ったので、もし志からずれてきているとすれば、持つ動機を失うということになります。従って両方とも私自身の金銭的利益とあまり関係ない資産の持ち方をしていると思っています。

村上ファンドの1,000万円の投資がどのくらいの大きさになっているかについて、「大した額じゃない」と言ったのは、質問が「すごい金額になってい

るのではないか」というものでしたので、「そんなものではありません」というふうに答えたものです。この1,000万円という額は、サラリーマンとして大変負担感のあるものです、と一貫して申し上げています。

(問) 3点お伺いします。「投資目的ではなかった」とか「志に対する激励である」というようなお話をされていますが、端的に言って、出資されたことが適切なことだったのかどうか、ご自身としてどのように思われているのですか。

それからその後の解約の心象の形成とかそのようなこともおっしゃっていたのですが、これについても時期とか、これも適切な対応であったと思っておられるのか、そうでなかったのか。

最後に、縷々ご説明頂いているのですが、どうしても胡散臭さが拭えないと思うし、一般の国民の方からも「とんでもない」、「ふざけるな」との話も聞かれるのですが、ご説明頂いたような内容で一般国民が納得できるとお思いなのか、また、信頼を回復できるとお思いなのでしょうか。

(総裁) あくまで、若い人の志をサポートしたいということで、結果は良い場合と悪い場合、色々あると思います。今回のように極端な結果が出る場合も不幸にしてあった、というのが率直な感想です。

自然な気持ちが募って止めました。要するに、志をこれ以上サポートし続けるといふ気持ちが途切れた時点で止めました。そういうことを素直に理解して頂ければと思います。

私としては、職責を全うすることによって自分の責任を果たし、国民の皆様にもきちんとお応えしていきたいと思っています。

(問) 投資目的ではなかったということですし、犯罪に加担するようなことはわからなかったと思うのですが、結果として見るとアドバイザリーのメンバーにも入っていますし、拠出したお金はいくらか増えています。その結果責任というところで言うと、最初に「肝に銘じます」と言われましたが、辞められないにしても、何らかのけじめという意味で、ばれたからには儲けたお金は返されるのかもしれませんが、それとはまた違ったかたちでのけじめのつけ方というのは考えられているのでしょうか。村上ファンドで儲かったお金は返しますと、それでも何もなかったというところで終わりにされるのか。結果として、こういうかた

ちになってしまったことは非常に軽率だと考える方が多いですし、ご自身もそう思われていると思うのですが、その点については如何でしょうか。

(総裁) 「ばれてしまった」という言葉はいくらなんでも適切ではありません。隠しているつもりは全くありません。国会でも全部、事情を説明しているわけで、何かばれたという気持ちは全くありません。素直に自分の気持ちを説明しているのであって、何かばれたから説明しているという気持ちは私には全くありません。私は、不正直で逃げ隠れするような男ではないとはっきり申し上げます。

それから、結果が悪かったというのは本当にそうだと思います。こんな不幸なことは私も極めて残念です。こんな遺憾なことはないと思っています。そうであるが故に、私は一層肝に銘じて職務を全うしたいということですが、それではこれから全部消極的に、ただ安全安全に行くのかというと、私の人生観はそうではありません。やっぱり若い人たちが世の中を切り開いていき、その勇気ある若者を誰かがサポートしていくということでないで日本は勝てないのです。その気持ちはきちんと皆さんにも持って欲しいし、様々な経験をして、それはやはり辛いけれども、その気持ちだけは今後とも失わないでいきたいという気持ちで責任を果たしてまいります。

(問) 若者をサポートするのはすごく良いことだと思いますが、中央銀行の総裁として、結果として、犯罪の片棒を担ぐとは言いませんが、アドバイザリーのメンバーにも入っていたという事実をどのように考えていますか。

(総裁) 正確に言えば、中央銀行の総裁としてはアドバイザーをやっておりません。

(問) 資料の中に、名前があるのは、富士通総研時代のお話かもしれませんが。

(総裁) 民間時代のこととして、書いてあるわけです。

(問) 問題は特にないというわけでしょうか。

(総裁) アドバイザリーは民間の時代のことであり、就任のときにきっぱり切っ

ているわけです。

（問） 認識をお伺いしたいのですが、日銀の役職員の方が私募ファンドであるとか株式を持つということは望ましいこと、正しいこと、もしくは世間から疑念を抱かせることでは全くない、とお考えでしょうか。特に、市場を左右するような責任ある立場の方がという意味でいかがでしょうか。

（総裁） 先程も申し上げました通り、金融商品はこれから生成発展の過程でどんどん新しいものが出てまいります。新しいものが全て胡散臭いと排除する姿勢は基本的には好ましくないのだろうと思います。どういう金融商品であれ、その持ち方と移動のさせ方の問題であり、そこにいかに規律あるルールを作り、役職員一人ひとりがそれを自覚して行動するかというのが大事です。商品のカテゴリーで初めから明確に区分けをするということは、今後とも時代の推移とともにより難しくなっていくのではないかと、率直にそう思っています。

（問） 例えば私たちマスコミであれば、編集局員は生株を持てなかつたりします。役所でも関連のあるところでは株式を持てないというところがありますが、そういったことは日銀では考えていないということによろしいのでしょうか。

（総裁） 先程のルールの通り、日銀の役員になって新規に株式を買い入れ、取得する、持つ、ということは難しいルールになっていると思います。それは皆さんと同じだと思います。既に持っているものをいかに管理するかという問題とは少し別ではないかと思えます。

（問） 2つお伺いしたいのですが、1つ目は公表なされた時期がなぜ今なのか。村上容疑者の逮捕を受けて、ということであったのか、その因果関係について。2つ目は公表なされたから、国会では答弁なさっていましたが、私どもマスコミであつたり報道の前で会見をするまでに2日ほど時間がありましたけれども、これは何によるものなのか。

（総裁） 国会での質問に対して、プライベートなことですが、ご質問があつたのでお答えしたというのが全てでございます。

(問) 会見がここまで延びたのは。

(総裁) 延びたのではありません。定例会見です。

(問) そこまではなさる必要はないと、ご自身から会見を開く必要はなく、定例会見まで待てば良いと、そういう理解でよろしいですか。

(総裁) 国会で全て説明させていただきました。今日の質問も概ね同様の内容ではなかったかと思えます。

(問) 2月に解約をなされた段階で、村上ファンドや、村上氏の行動に対して総裁ご自身が疑念を抱いて解約されたのであれば、その時点で公表されても良かったのではないかと思いますが、そうされなかった理由について教えてください。

(総裁) 極めてプライベートなことです。質問があれば答えることであり、積極的にご報告申し上げることではないと思いました。

(問) 逆に言えば、国会の答弁でも質問がなければこれが明らかになることはなかったと、そういう理解でよろしいでしょうか。

(総裁) それには、私はどのように答えて良いかわかりません。

(問) 昔の話を伺うことになるかと思いますが、福井総裁と村上氏が最初にお知り合いになったのはいつ、どういうかたちで、そのとき村上氏に対してどういった印象をお持ちになったのかお伺いします。それと、出資されたときの経緯について、有志で出そうということになったとおっしゃっていましたが、村上氏に頼まれて出したのか、それとも自発的に出したのか、そのあたりの事情をお伺いします。

(総裁) 1998年に富士通総研の理事長に就任し、その直後くらいに富士通総研

で初めてお会いしました。彼は通産省の役人でした。国会でもお答えしましたが、富士通総研は1986年くらいに創設された歴史あるコンサルティングファームですが、そこにシンクタンクを創ろうとしたのが、私が行く3年くらい前で、その時に当時の富士通総研の幹部がいろいろな人からお知恵を拝借して新しくシンクタンクを創りました。そのお知恵を拝借した方々の中の一人が村上氏だったと聞いています。そういう意味では、村上氏はシンクタンクを創るときの経緯に絡んだ人として私よりも先に富士通総研と縁を持っておられて、私が後から行って自然に知り合ったということです。

私の印象は、役人にしては大変元気のいい人だという印象を受けました。それからコーポレート・ガバナンスという点について、特に深く勉強しておられて非常に強い主張を持っておられる人だという印象を受けました。1999年に村上氏が独立するとき、村上氏からは私どもに出資してくれという話はありませんでした。個人の資金で賄えるようなファンドではなく、10億円単位くらいのスケールを初めから考えていたように思われました。したがって、これは本当に精神的な激励ということで富士通総研の仲間が自発的にやったもので、決して要請されて出したということではなかったと思います。

(問) 今回の件が明るみに出たことで国内と世界の金融市場に与えた影響についてはどのように受け止めていますか。具体的に言いますと、何か不信感を世界の金融市場に抱かせたという認識はあるか伺います。

(総裁) 海外の中央銀行やマーケットの中から、私自身に対して不信感を寄せてきている人は幸いにしてまだおりません。何がしか不信感を抱かせた事実があるとすれば、これからさらに仕事で頑張って、少しでもカバーしていきたいと思っています。

(問) 一般の投資家の方のレベルにおいても、そういう影響はなかったとお考えですか。

(総裁) それは市場に聞いて頂きたい。自己評価、自己弁護になってはいけませんので。

以上